

IAM(知的資産管理): 特許以上、商標を越え、IPよりさらに先へ。ウォーターマークが提供する新しい発想。

# その他の国々 ウォーターマークがサービスを提供し。

ウォーターマークはまた、オーストラリア以外の国々での、特定の知的財産権問題のサポートもしています。

## ニュージーランド

当事務所の弁理士は、ニュージーランドの知的所有権庁に赴き直接実務を行います。つまりウォーターマークは、ここオーストラリアで行うのと同じように、ニュージーランドの特許、商標、意匠の出願と遂行を含む、知的財産ポートフォリオのサポートをニュージーランドでもしています。さらに、オーストラリアとニュージーランドの両国に同時に依頼される場合は、割引も提供しています。

## 南太平洋

ウォーターマークは、以下の南太平洋諸国での商標に対する問題解決や登録のサポートをしています。

- ・ パプアニューギニア
- ・ フィジー
- ・ キリバス
- ・ ナウル
- ・ サモア
- ・ ソロモン諸島
- ・ トンガ
- ・ ツバル
- ・ バヌアツ

南太平洋諸島における商標登録やニュージーランドにおける知的財産権に関する特定なご質問があれば、当事務所にご連絡ください。

## メルボルン

T +613 9819 1664  
F +613 9819 6010

## シドニー

T +612 9888 6600  
F +612 9888 7600

## パース

T +618 9325 1900  
F +618 9325 4463

E [mail@watermark.com.au](mailto:mail@watermark.com.au)  
[www.watermark.com.au](http://www.watermark.com.au)

その他の国々

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、[mail@watermark.com.au](mailto:mail@watermark.com.au)にご連絡ください。

